

福祉バス使用団体心得

平成27年 4月22日作成
平成30年12月13日修正
令和2年 2月 7日修正
令和2年 9月 1日修正

- 福祉バスは、「ふれあい号」（28人乗りのマイクロバス）1台の運行とします。
 - 運行範囲は勝山市内と勝山市役所から25km以内の大野市、永平寺町です。ただし、勝山市外はえちぜん鉄道の駅から2km以内は運行できません。
 - 福祉バスを利用できる1回の人数は10人以上28人以下とします。（当面の間、26人以下とします）
 - 福祉バスは次の利用目的にのみ利用できます。
 - ①公共施設、文化財の見学
 - ②研修、交流（地域間交流、小学校・中学校間交流等）
 - ③社会参加
 - ④福祉施設への慰問
 - ⑤社会福祉活動ただし、上記の名目であっても、入湯施設、宿泊施設、娯楽施設への利用は許可しません。
 - バス内での飲酒及び喫煙は禁止します。守れない場合は今後、使用を許可しません。
 - バス使用中に出たゴミは必ず持ち帰りください。悪質な場合や頻繁な場合は今後使用を許可しません。
 - 遠足及び部活動での利用はできません。教育における遠足及び部活動は個人負担が原則です。
 - バスの利用申請方法についての流れは次のとおりです。
 - ①各団体から3月上旬までに次年度の年間計画書を提出。その際、加盟先の団体等がある場合、一旦とりまとめの上で提出のこと。
（小・中学校⇒教育総務課、公民館⇒生涯学習・スポーツ課、高齢者団体⇒市高齢者連合会、各地区社会福祉協議会⇒市社会福祉協議会）
 - ②年間計画書をもとに全体の年間計画を決定。（日程が重複する場合は調整を行う。）
 - ③全体の年間計画決定後に予定に変更が生じた場合や、新たな利用希望がある場合は福祉・児童課へ連絡し、日程の確認を行う。
 - ④利用する3ヶ月前から15日前（土曜日・休日除く）までに、「福祉バス利用申請書」を福祉・児童課へ提出。利用申請書に利用者名簿を添付してください。
 - ⑤利用申請書の内容を審査し、要綱に沿った利用であれば福祉・児童課から「福祉バス利用決定通知書」を発行する。
 - ⑥「福祉バス利用決定通知書」は利用当日、出発前にバス運転手に渡す。
- 【注意点】**
- 年間計画書や利用申請書の提出時点では、内容の審査が済んでいないため、利用決定を受けたことにはなりません。
- 利用申請書の内容によっては許可できない場合や、行程の見直し等を求めることがあります。内容について不安がある場合は福祉・児童課へご相談ください。
9. 障害者団体の運行範囲は福井県内とし、他は上記に準じます。
 10. 利用申込書における責任者は必ず乗車してください。乗車する者の確認を行うなど適切な運行に責任を持ってください。
 11. 団体は利用者名簿を管理し、利用後に変更があれば再度提出してください。
 12. その他、必要に応じて勝山市長（代理 福祉・児童課長）と協議の上、心得を修正いたします。

【担当】福祉・児童課 社会福祉係 福祉バス担当者 TEL87-0777（内線100）

福祉バス新型コロナウイルス感染対策

1. 感染症の流行の状況によって、市の判断により運行そのものを中止する場合があります。
また、流行している地域への運行は許可しません。
2. 福祉バスを利用できる1回の人数を26人以下とします。運転席のすぐ後の席（2席）は使用できません。
3. 感染症対策として次のことを実施してください。守ることができない場合、その団体の乗車をお断りすることがあります。
 - （1）マスクを着用してください。
 - （2）乗車前の手指の消毒（消毒用アルコールは福祉バス側でも準備しますが、各団体でも準備いただくと、乗車がスムーズになります。）
 - （3）体調が悪い方、発熱のある方は乗車しないでください。
 - （4）車内では不要不急の話は控えてください。（特にマスクを外して話をしないでください。）
 - （5）待合場所では、距離を開けてお集まりください。
4. 利用団体の責任者は乗車名簿を手元に備え、乗車時に上記の感染症対策を実施してください。
また、当日乗車予定の方に感染症対策をあらかじめ周知してください。